# 議案第55号

多可町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

多可町消防団員等公務災害補償条例(平成17年多可町条例第196号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

令和2年6月2日提出

多可町長 吉 田 一 四

## 多可町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

 令和
 年
 月
 日

 条例第
 号

多可町消防団員等公務災害補償条例(平成17年多可町条例第196号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「日に」を「日(以下「事故発生日」という。)に」に改め、同項第2号中「8,800円」を「8,900円」に改め、同条第3項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附則第3条の3第5項第2号及び第6項並びに附則第4条第7項第2号及び第8項中「100分の5」を「事故発生日における法定利率」に改める。

別表団長及び副団長の項中「12,400」を「12,440」に、「13,300」を「13,320」に 改め、同表分団長及び副分団長の項中「10,600」を「10,670」に、「11,500」を 「11,550」に、「12,400」を「12,440」に改め、同表部長、班長及び団員の項中 「8,800」を「8,900」に、「9,700」を「9,790」に、「10,600」を「10,670」に改め、 同表中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原 因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日」を 「事故発生日」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の多可町消防団員等公 務災害補償条例(以下「新条例」という。)の規定は、令和2年4月1日から適 用する。

(経過措置)

2 新条例第5条第2項及び別表の規定は、この条例の適用の日以後に支給すべき事由の生じた新条例第5条第1項に規定する損害補償(以下この項において「損害補償」という。)並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る新条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金(以下この項において「傷病補償年金等」という。)について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金を除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

# 多可町消防団員等公務災害補償条例の新旧対照表

(補償基礎額)

第5条 (略)

# 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。

現

- (1) 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において当該非常勤消防団員又は非常勤水防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。
- (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、8,800円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、1万4,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者(以下「非常勤消防団員等」という。)の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については一人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については一人につき333円をそれぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

 $(1)\sim(6)$  (略)

4 (略)

(補償基礎額)

正

## 第5条 (略)

- 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。
  - (1) 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日(以下「事故発生日」という。)において当該非常勤消防団員又は非常勤水防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。
  - (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、8,900円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、1万4,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者(以下「非常勤消防団員等」という。)の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については一人につき333円をそれぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

 $(1)\sim(6)$  (略)

4 (階

行

.

TE.

#### 附則

(障害補償年金前払一時金)

### 第3条の3 (略)

 $2 \sim 4$  (略)

- 5 障害補償年金前払一時金が支給される場合には、当該障害補償年金前払一時金に係る 障害補償年金は、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月(第 1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日 の属する月の翌月)から、次の各号に掲げる額の合計額が当該障害補償年金前払一時金 の額に達するまでの間、その支給を停止する。
- (1) (略)
- (2) 当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、100分の5に当該支給期月以後の経過年数(当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額
- 6 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額(以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。)を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に100分の5に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。

(遺族補償年金前払一時金)

## 第4条 (略)

 $2 \sim 6$  (略)

7 遺族補償年金前払一時金が支給される場合には、当該遺族補償年金前払一時金の支給 の原因たる非常勤消防団員等の死亡に係る遺族補償年金は、当該遺族補償年金を支給す

#### 附則

(障害補償年金前払一時金)

### 第3条の3 (略)

 $2 \sim 4$  (略)

- 5 障害補償年金前払一時金が支給される場合には、当該障害補償年金前払一時金に係る 障害補償年金は、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月(第 1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日 の属する月の翌月)から、次の各号に掲げる額の合計額が当該障害補償年金前払一時金 の額に達するまでの間、その支給を停止する。
  - (1) (略)
  - (2) 当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、<u>事故発生日における法定利率</u>に当該支給期月以後の経過年数(当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額
- 6 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額(以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。)を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に事故発生日における法定利率に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。

(遺族補償年金前払一時金)

# 第4条 (略)

 $2\sim6$  (F)

7 遺族補償年金前払一時金が支給される場合には、当該遺族補償年金前払一時金の支給 の原因たる非常勤消防団員等の死亡に係る遺族補償年金は、当該遺族補償年金を支給す

べき事由が生じた日の属する月(次条第2項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であって当該遺族補償年金を受ける権利を有することとなったもの(以下この項において「特例遺族補償年金受給権者」という。)が第1項の申出を行った場合にあっては、その者が当該遺族補償年金に係る非常勤消防団員等の死亡の時期に応じ次条第2項の表の右欄に掲げる年齢(以下この項において「支給停止解除年齢」という。)に達する月)の翌月(第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月)から、次に掲げる額の合計額が当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

- (1) (略)
- (2) 当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、100分の5に当該支給期月以後の経過年数(当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額
- 8 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあっては当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額(以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。)を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあっては当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に100分の5に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。

9 (略)

## 別表 (第5条関係)

階級	勤務年数			
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上	
(略)				

べき事由が生じた日の属する月(次条第2項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であって当該遺族補償年金を受ける権利を有することとなったもの(以下この項において「特例遺族補償年金受給権者」という。)が第1項の申出を行った場合にあっては、その者が当該遺族補償年金に係る非常勤消防団員等の死亡の時期に応じ次条第2項の表の右欄に掲げる年齢(以下この項において「支給停止解除年齢」という。)に達する月)の翌月(第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月)から、次に掲げる額の合計額が当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

#### (1) (略)

- (2) 当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、<u>事故発生日における法定利率</u>に当該支給期月以後の経過年数(当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額
- 8 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあっては当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額(以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。)を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあっては当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に事故発生日における法定利率に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。

#### 9 (略)

## 別表 (第5条関係)

階級	勤務年数				
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上		
(略)					

	現	行			改	正	
団長及び副団長	12, 400	<u>13, 300</u>	14, 200	団長及び副団長	12, 440	13, 320	14, 200
分団長及び割分団長	10,600	11, 500	12, 400	分団長及び割分団長	10,670	11,550	12, 440
部長、班長及び団員	8,800	9,700	10,600	部長、班長及び団員	8,900	9,790	10,670

<sup>1</sup> 死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因で ある疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日に、当 該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員 又は非常勤水防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその 者が属していた階級による。

<sup>1 &</sup>lt;u>事故発生日</u>に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員又は非常勤水防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。